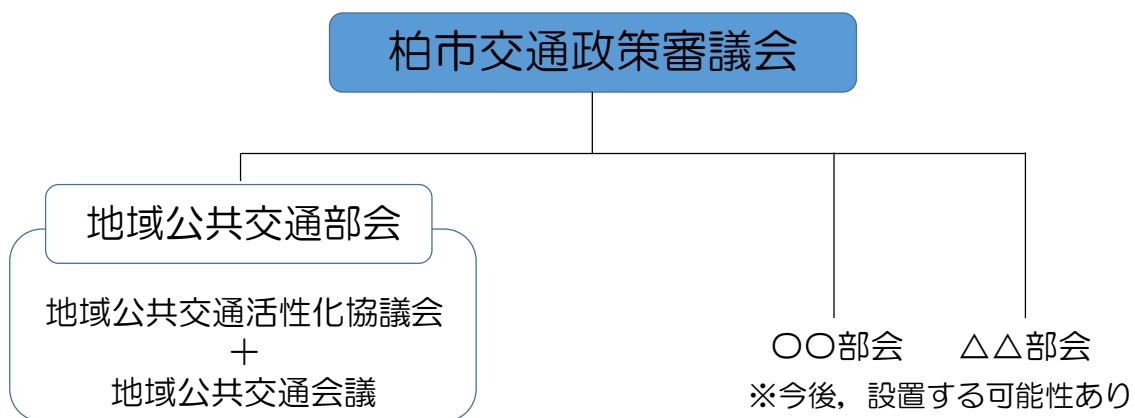


柏市交通政策審議会 イメージ図



地域公共交通部会		
	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	道路運送法施行規則第4条の2
目的	地域公共交通計画の作成及び実施に関して必要な協議	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる協議事項
主な協議事項	・地域公共交通計画の策定および改定等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体のコミュニティ交通について ・ワニバース、カシワニクルの運行改定について
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する公共交通事業者等、道路管理者 ・関係する公安委員会 ・利用者、学識経験者その他地方公共団体が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般旅客自動車運送事業者及び団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・道路管理者 ・都道府県警察 ・学識経験者 他必要と認められる者